

公民館の設置目的

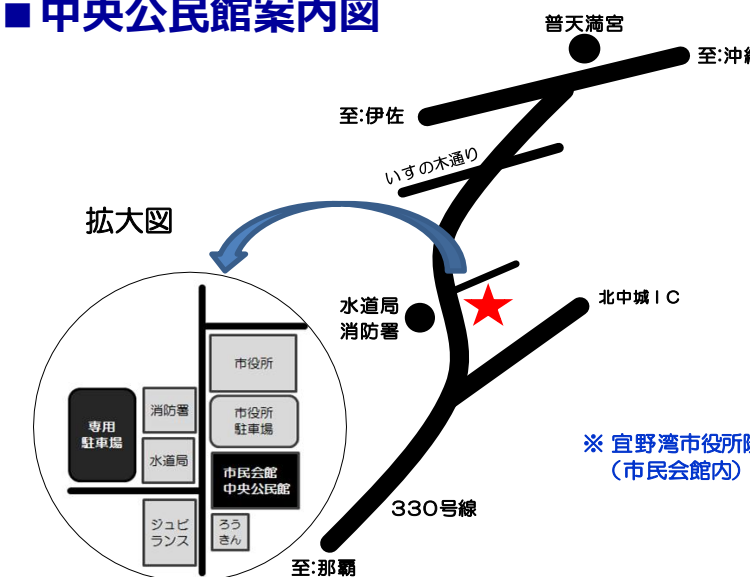
公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

- 1 各種学級や定期講座の開設。
- 2 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催。
- 3 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図る。
- 4 体育、レクリエーション等に関する集会を開催。
- 5 各種の団体、機関等の連絡を図る。
- 6 その施設を住民の集会その他公共の利用に供する。

公民館は次のことには使用できません。

- 1 営利を目的とした事業、集会。
- 2 政党活動に類する事業、集会。
- 3 教派、宗派、教団活動に類する事業、集会。

■ 中央公民館案内図



宜野湾市立中央公民館

宜野湾市野嵩一丁目1番2号
電話 098-893-4436

名称：宜野湾市立中央公民館

住所：宜野湾市野嵩一丁目1番2号

- 1、開館時間 午前9:00～午後9:00
- 2、休館日 火曜日 公休日 慰霊の日 12月29日～1月3日
- 3、公民館を使用する者は、その7日前までに、公民館使用許可申請書を提出して、許可を受けてください。
- 4、公民館を使用する者は、次の事項を守ってください。
 - (1) 使用する責任者は、使用する以前に職員に申し出ること。
 - (2) 危険物、又は動物を持ち込まないこと。ただし、身体障がい者補助犬法の認定を受けているものを除く。
 - (3) 所定の場所以外で喫煙又は火気を使用しないこと。
 - (4) 許可なく物品を展示又は販売し、その他これらに類する行為をしないこと。
 - (5) 使用後はもとの状態に復し、又は所定の場所へ返還すること。
 - (6) 所定の場所以外へ立ち入らないこと。
 - (7) 使用する責任者は、使用後の異状の有無を職員に報告すること。

★使用料金 (単位: 円)

★使用料金 (単位: 円)

[illegible]

飲食可

飲食可

3階

市民会館大ホール

市民会館調光室

市民会館映享室

市民会館ミキサー室

集会場 ミキサー室

技術室

倉庫

第一研修室 (PC室)

第二研修室

児童室

女子トイレ

男子トイレ

視聴覚室

映享室

図書室

受付

書庫

資料室

EV

外スロップ

市民会館大ホール

集会場

吹き抜け部分

文化課

EV

展示室

多目的トイレ

男子トイレ

女子トイレ

講義実習室

控室

※ 10:00～17:00
※ 11:00～11:15
※ 休館日

市民会館大ホール

事務所

池

EV

入口

入口

警備

スロープ

一・二・三・四・五

A photograph of a modern library interior. The room features tall wooden bookshelves filled with books, several wooden study tables, and chairs. The lighting is bright, and the floor is polished.

A photograph of the interior of a library. The room is brightly lit with fluorescent lights. It features numerous wooden bookshelves filled with books, several round wooden tables, and chairs. A person is visible standing near a doorway in the background.

飲食可



3階
児童室



収容人数：約30名（約73.9㎡）＊ピアノ・そで付イス有

3階 第二研修室

3階
視聽覺室